

別表第十三その二（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防省令4・一部改正）

		文書番号
		発簡年月日
(都道府県知事) 殿		
		(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 印
処 分 要 請 書 (土地・家屋・物資の使用)		
第103条第1項本文 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第2項の規定に基づき、次 第103条の2第1項		
土地 のとおり家屋の使用に係る処分を要請する。 物資		
種 類		
範 囲 (土地・家屋)		
数 量 (物 資)		
所在する場所		
使用する期間		
使用する理由		
連絡先		
備 考		

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、土地、家屋、物資が特定できるような事項を記載する。(例えば、土地(更地、農地、臨港交通施設(港湾区域及び臨港地区内の駐車場、ヘリポート))、家屋(住宅、店舗、工場、倉庫、港湾の旅客施設(待合所、宿泊所)、港湾の保管施設(倉庫、野積場)、空港のターミナルビル(旅客、貨物))、物資(具体的な車両、機械器具等の種類))
- 2 「範囲」の欄には、既に特定した土地、家屋を示す場合には、具体的な使用する箇所(例えば、「番地 号から 号まで」、「倉庫の全部/階」)を、土地、家屋の広さなどを示す場合には、具体的な土地、家屋の種類と広さ(例えば、「広さ ヘクタールの更地」)を記載する。
- 3 「数量」の欄には、使用する物資の個数、重量等を記載する。
- 4 「所在する場所」の欄には、土地、家屋については住所及び使用対象が明確になるような事項を、物資についてはその位置が特定できるような事項を記載する。
なお、当該場所は、土地については自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内、同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の2に規定する展開予定地域内に限り、家屋及び物資については同法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
- 5 「使用する期間」の欄には、使用の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日)を記載する。
- 6 「使用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、土地、家屋又は物資の使用を行う目的、必要性等について記載する。
- 7 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 8 該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。

注：1 土地とは、民法(明治29年法律第89号)第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。

なお、立木、民法第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものは、「立木等の移転・処分」(別表第13その6)の対象とする。

- 2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する土地、家屋、物資の使用が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。
- 3 車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の収用」(別表第13その4)の対象とする。